

令和7年度 第9回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和7年12月10日 午後1時34分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第30号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第31号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
議案第33号 非農地証明について
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 本田 和登 2 番 奥村 恭代 3 番 本田真由美
4 番 上田 一之 5 番 坂本 秀孝 6 番 井本久美子
7 番 外村 和彦 9 番 永野 健一 1 1 番 緒方 知治
1 2 番 田端 孝士 1 3 番 赤星 龍己 1 4 番 岡本 篤幸

農地利用最適化推進委員
田上 菊夫 井上 聖 田上 安幸 亀澤 英治 井上 誠也
後藤 孝一 草場竜一郎 本田 廣正 緒方 満之 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
8 番 野口 拓哉 1 0 番 井芹 康雄
8. 議事録署名人
4 番 上田 一之
5 番 坂本 秀孝

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、定刻を過ぎましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第9回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。今、司会からありましたように、本年度第9回の農業委員会です。あと3回すればやっと我々は1年で、一循環いたします。

皆様方におかれては、恐らく米の取り入れ、それから大豆を作っておられる方は、大豆の出荷、あるいは、麦の播種等も続いて終わられたのではないかと思います。

先日、昨日ですか、今、補正予算の関係で国会答弁があっております。国会があっておりますが、それをずっと聞いておったところ、農業問題に対して、特に米の問題に対して自民党の議員から質疑があっておりました。

内容は、いわゆる中山間地ですね。日本の国内ではまだ中山間地が4割あると。このような中で、政府はいわゆる規模拡大、これを進めておると。1ヘクタール以上に増やしなさいというような内容の、それに対する、要するに中山間地のある4割の中ではそれはマッチしないと、できないというような内容で質疑があつたんです。その4割についても大事にしていかななくてはいけないんじゃないかというような内容だったと思います。

それに対して、農政大臣の鈴木大臣が答弁していたのが、いや、中山間地にも手当を厚くしていますよ、厚くしますよ。そういう内容と、中山間地はいわゆる傾斜地ですから、畦畔が非常に、何ていいますか、急な畦畔が多くて田んぼにおるときよりも畦畔で、そういうところで作業するのも大変だというような内容の質疑だったと思います。

したがって、国の答弁としては、手当も厚くしたよ、畦畔の緩和措置、なだからかにする、そういう助成もしますよというような内容で答弁をしとったかと思

います。

私はしょっちゅう申し上げるんですが、日本の農業の約半分以上はまだまだ私たち中規模・零細規模、家族経営、これで持っていると思いますので、そういう意味では、国もぜひそちらのほうに光を当てるような農政をやっていただきたい、このように思っております。

今日は、3条、5条、それから中間管理関係の議題もありますが、前回もちよつとお話をしたと思いますが、中間管理関係の審議は、更新の時期が来てますので、来年の3月1日から始まる新しい更新の前の手続でありますので、事前に組合員と中間管理機構の間で合意をされた内容でありますので、先ほど農業委員の方からも、ベテランの農業委員さんからもお話がありましたように、微々細に入って一々説明する必要はないんじゃないかという話になっておりますので、ごく簡便にそういう意味では会議を進めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力をお願いしながら御挨拶に代えています。

それと、お手元に農業新聞のほうからのクオカードが皆さんに行っていると思います。これは、皆さんが農業新聞を取っていただいたそのお礼として、金融機関といますか、取り扱うところから対象者のところにくばられています。コンビニとか書店とかで使えますので、有効活用していただければと思います。後で具体的に事務局からお話があるかと思います。

以上で私の挨拶を終わります。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 本日は、4番委員の上田一之委員と、それから5番委員の坂本秀孝委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いします。

会 長 それでは、早速、審議に入っていきたいと思います。

まず初めに議案第30号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第30号、農地法第3条申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので許可の決定について意見を求めるものです。令和7年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速議案審議に入りたいと思います。

2 ページをお願いします。番号 1 番、2 番は相手方が同一で、契約の種類も同じなので一緒に審議したいと思います。

申請内容につきまして、事務局より事前に説明があります。

事務局からよろしく願いいたします。

事務局 番号 1 番、2 番の申請内容について御説明いたします。

譲受人は自営でラーメン店を経営されておられて、昨今の米価格高騰に伴う仕入価格の上昇により、来客される方に少しでも安く提供するためにお米を自作したいと考えて、今回申請されています。

申請土地は、譲受人さんの自宅の目の前の農地として、農業とラーメン店営業の両立も可能、農業用機械などは知人の協力も得られてリースをされ、本格的に農業に取り組むということでした。

事務局からの事前説明は以上です。

会 長 それでは、申請番号 1 番、2 番について審議をしたいと思います。

本来ならば野口委員に説明を求めるところですが、今日はちょっと子供さんの関係で欠席をしておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局からよろしく願いいたします。

事務局 では、事務局から説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

3 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに、国道443号線が甲佐町から御船町方面に走っておりまして、こちらがセブンイレブン糸田店でございます。町民センターがこちらにございまして、今回の申請地は、町民センターから北へ約300メートルのところに、申請番号2番の2筆に挟まれる形で、申請番号1番が真ん前にこのように3筆隣接してございます。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、事務局から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、申請人が相手方に農地の管理について相談をされ、承諾が得られましたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

先月の11月25日に岡本会長と3番委員の本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字早川字下小塚に3筆あります。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の奥村委員から現地調査の報告、また、事務局から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手を願います。

田端委員、どうぞ。

○12番 1個だけ。就労が250日という報告があったんですけど、この本人自体が飲食店を経営されているんですよね。

事務局 はい。

○12番 ということは、100日ぐらい丸々やっていると思いますけど、できるということですね。

会 長 事務局、何か。

事務局 はい。申請農地が御自宅の目の前ですので、もう10分でも1時間でも従事は1日というカウントですので、250日で問題ないかと思います。

○12番 1時間でも1日でカウントしているんですよね。

事務局 はい。

会 長 田端委員のほかに何か御意見ございませんか。

○7番 すみませんが、初めてされるとにやっぱりその辺の文句つくる部分はなかばってんが、250日って、確かにその家の前で近いほうはあるばってんたい。ただ、そげん

して、せなんけんっていう、何日せなんけんっていう規則の下に250日にしてあげないだろうばってんが、その辺かどぎゃんかなと思うばってんが。今から先。

- 12番 米だけ作るんだったらね。半年とか。三六、十八にしたら。
- 7番 米しか作らせんって250日もなかっただろうばってん。せいぜい100日か150日でよかごたるばってん。あんまり大した問題じゃなかばってん。そげんして、初めてのところでそぎゃんして、されるかなんかも分からんごたつとに、しゃにむに規則でそぎゃんしてなつとじゃなかと思う。その辺かどぎゃんかなと思うんで、ちょっとお声かけいたしました。
- 会 長 確かに言われるとおりですね。
- 12番 これ、周りの草切とか何かも本人はされるんですか。誰かに委託されるんですか。その辺が問題ですよ。近辺の農家の方に迷惑かけないようにしてもらわんといかん。
- 会 長 それはないと思います。
- 12番 自分の家の目の前だからね。
- 1番 関連でよかですか。私も質問しようと思ってたんですけど、しゃるもっでん250日にせないかんわけ。規定があるとですか、何か。
- 事務局 事務局が回答いたします。農地法の3条が、農地を農地として維持、管理するということで、この譲受けをされる、引き受けられる、耕作される方が本当に農業ができる方なのかという目安として出た年間150日以上という。
- 1番 極端に言えば、ただ3筆ぐらいなら150は要らんもん。
- 事務局 先ほど田端委員からもありましたように、荒れないように維持も管理も草刈りをしていくというところで話をしております。
- 1番 その規定自体が何かおかしかったもんな。
- 7番 全然分からっさんとに150日はおかしか。
- 12番 5月から10月まで米ばするんだったら、五三で150とか。三六、十八とか。180でもよさそうなもんばってん。
- 1番 規定ば作りよる者自体が知らんけん。農業のことは。
- 7番 初めてする人ばそがんであげるとがおかしかったい。これはな。て思うばってんな。
- 会 長 事務局から冒頭、事前に説明があったと思いますが、説明の前にこういうことで作りますよと。ラーメン店を経営している。米価が高騰になって。したがって、農地法では先ほど事務局から説明したようになっていきますよということを本人に周知をしながらさせていきたいと。事務局からは指導してもらいますので。そういうところで御了解願いたい。
- 7番 この場合だけじゃなくて、今からも新規でそぎゃんして上がってきなって思うと

ですよ。そして、さすか、さっさんかも分からんとに250日するっていわしたっちゃ、ほんなことだろうかってしか思わんもんだけん、その辺もちょっとありました。

会 長 今言ったような感じで、事務局から。

○7番 だけん、言うごて、畔切りでも、そぎゃん言うごとしてはいよ、段のあるならしたのだんまで切らなんとだけん上のもんが。だけん、その辺も。ここはあんまり段はなかばってんが。その辺も言うごとしてくださいと。ほかのものに迷惑ならんごと草切りもお願いしますって、維持管理ば。

会 長 それでは、今の意見を取り入れながら地権者というか、耕作者には指導しながら、伝達しながらいきたいと思います。

ほかには何かございませんか。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、2番につきましては、原案のとおり許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、申請番号3番について審議をしたいと思います。

2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに宇城鉄筋さんがございまして、こちらに乙女小学校がございまして。

今回の申請地は、こちら宇城鉄筋さんから東へ約160メートルのところに志田宇明迫に3筆と乙女小学校から840メートル圏内に9筆、このように点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、2番委員の奥村委員から農地の使用貸借権設定(20年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がない

か説明します。

お手元のラミネート資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の本田委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の本田です。

先月、11月25日に岡本会長と2番委員の奥村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字南三箇に3筆、大字津志田に9筆の合計12筆あります。

申請地には米、麦、白菜、柿、栗の栽培をされており、周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の本田委員から現地調査の報告、また2番委員の奥村委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

本田さん、どうぞ。

推進委員 農業者年金をもらうために、88歳の方が今さら申請するんですか。その内容を教えてください。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局から説明いたします。

農業者年金というのが農業者年金の中の経営移譲年金に御加入されていらっしゃるしまして、農地の所有者の方が御自身では農業ができないので、農地を貸して年金を受け取るという経営移譲年金に御加入されています。

この契約の期間が一旦切れてしまわれるので、今回、また3条での使用貸借権の申請ということになっています。

推進委員 だから、それに触れないと、この言葉はおかしいんじゃないのかということですか。

そしたら、最初にこの方は農業者年金は何歳のときにもらわれたんですか。とい

うことは、何年かに1回申請をし直すためということなんですか。

会 長 事務局。

事務局 事務局から。申し訳ございません。何歳から年金を受給されていたかはちょっと確認ができていないんですけれども、これまでも年金をこの使用貸借の契約をされていまして、農業者年金の経営移譲年金を受けていらっしゃいます。

その期間が切れますので、一旦、この農地の中の何筆かは違うところが借りてらっしゃたんですけれども、そこの方が解約をされたので息子さんにというところで使用貸借をするということで契約となっています。

推進委員 だから結局、移動の理由が、ただ単純なことを書いてあるから、その辺をもうちょっと詳しく書く必要あるんじゃないですかというのが私の意見です。

○1番 私も同じ質問をしようと思ったんですが、移動の理由の書き方がおかしいんじゃないかということですよ。この内容だったら新規になってるんですね。単純に考えれば。農業者年金で受給のためとは新規でしょう。これでいけば。この理由だったら。以前からもらっとられるんならば違う理由ば書かんとじゃいかんじゃないですか。継続とかそういった内容も。

会 長 今、申されたように、農業者年金継続のためというか、そういうあれにせんと、ちょっとこのままはまずいな。

○1番 これならもう新規になる。

○12番 これを耕起しているのは、この譲受人がしてるんですね。

○7番 その前からしよらすとでしょう。息子さんのほうが。

○12番 息子さんがしてるんかな。

○7番 ただこの切替えだけん。

○12番 耕作面積はゼロになっとるだけ。

○7番 多分、その前からしよらすとですよ。

○1番 訂正されるとですか。

会 長 「農業者年金の契約更新のため」って、そういう文言を入れてください。新規じゃないからですね。

事務局 すいません、今、移動の理由のところ「農業者年金受給のため」と書いてありますが、こちらのほうが、「農業者年金契約更新のため」ということで修正をお願いしまして、今後このように、このようなパターンの場合はこのようにやらさせていただきます。よろしくお願ひします。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり決定することに決定をいたします。

それでは、続きまして、申請番号4番について審議をしたいと思います。

1番委員の本田委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の本田です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

説明いたします。

5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐町から御船町方面に国道443号線が走っておりまして、緑川団地、奥村牧場さん、龍野小学校がございまして。

今回の申請地は奥村牧場さんから南西へ245メートルのところに1筆ございまして。

場所の説明は以上です。

会 長

続きまして、1番委員の本田委員から農地耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1番

1番委員の本田です。

今回の申請は、推薦人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られましたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題はないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われまして。

②については、該当しません。

③についても該当しません。

④については、本人の従事日数は360日程度で、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われまして。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われまして。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の奥村です。

先月11月25日に岡本会長と3番委員の本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字下横田字前田に1筆あります。

申請地には米の栽培を計画をされており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま 2 番委員の奥村委員からの現地調査の報告、また、1 番委員の本田委員から、農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

田上委員。

推進委員 1 船津のゴトウさんのほうから、この農地は乾田。乾田というのは、今度水路が上がってこん。

推進委員 2 水路。

推進委員 1 水が。上がってこん状態じゃなかですか。

推進委員 2 水あるよ。

推進委員 1 ああ、そうですか。

推進委員 2 水は結構ある。

推進委員 1 じゃあ、組合がなくなっただけ。個人的になってしまいました。

会 長 どうぞ。今の水路に関して。

推進委員 2 水が今足りんっていうことだったのかな。水は結構あるとよ。水は豊富にあるとよ。ということで。

推進委員 1 じゃあ、組合がなくなっただけ。

推進委員 2 ああ、うち、ここは違うから。場所が。

推進委員 1 ここはまた違う。

○ 1 2 番 上早川だけん。下横田になつとるな。

○ 7 番 下横田でしょう。

推進委員 2 下横田をうちの●●さんが借りて作りよると。小作しとるわけだな。牧場のそば。

推進委員 1 違いました。間違えました。1 項目下を見ていました。

会 長 では、今の質問はいいですね。

そのほか何か御意見ございませんか。

それでは、なければ採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号 4 番については、原案のとおり決定することにいたします。

それでは、続きまして、申請番号 5 番について審議したいと思います。申請内容につきまして、事務局から事前に説明がありますので事務局からの発言を許します。どうぞ。

事務局 番号 5 番の申請内容について御説明いたします。

まず、譲受人と譲渡人は親子関係です。譲受人の耕作面積につきまして、今回はなし「ゼロ」と記載しておりますが、実際は、お父様が営んでいる花卉栽培を主とした家族経営農家にて、高校卒業後から21年間にわたり農業に従事されております。

耕作面積は、譲渡人と譲受人の住所地が違いますと世帯換算しませんので、今回譲受人の耕作面積はゼロとなっております。

また、家族経営農家における世代交代のため農地を引き継ぐという目的での申請となっております。

地目につきましては、台帳、現況ともに田となっておりますが、申請地にはビニールハウスが建てられておりまして、ハウス内でガーベラを栽培されています。

事務局からの事前説明は以上です。

会 長 事務局からただいま事前説明があったところです。

それでは、申請番号5番について審議を始めたいと思います。

4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。

こちらに安津橋、星の川団地がございます。今回の申請地は、安津橋から北西に約900メートルのところに3筆となります。

場所については以上です。

会 長 続きまして、4番委員の上田委員から、農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られましたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は360日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題がないと思われます。

以上、説明を求めます。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の本田委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の本田です。

先月11月25日に岡本会長、2番委員の奥村委員、事務局で現地調査を行いました。
申請されている農地は、大字船津字大久保に2筆あります。

申請地には、ガーベラの栽培を計画されており、周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の本田委員から現地調査の報告、また、4番委員の上田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見ないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、議案第31号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、7ページをお願いします。

議案第31号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので意見の決定を求めるものです。

令和7年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 ありがとうございます。

それでは、8ページをお願いします。

議案第31号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、13番委員の赤星委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の赤星です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料、9ページに地図を添付をしておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

まず左下、こちらに甲佐神社がございまして、下のほうから、県道の三本松甲佐線が美里町のほうに走っておりまして、その隣を緑川が右上から下のほうに流れております。

そして、今回の申請地はこの赤で示したところなのですが、先ほどお話になりました既存施設がすぐ近くのこの枠で囲んだところがございます。

左側が上揚集落ということで、場所の説明につきましては以上でございます。

すいません。それと補足なんですけれども、今回の申請地につきましては、農振農用地でございます。通常の転用申請の場合は、農振農用地からの農振除外の手続完了後の申請となりますけれども、今回の申請につきましては、農業用施設農業倉庫の申請であるため、例外的に農振農用地からの除外手続は不要です。

転用許可後も農振農用地の指定に受けたままでの転用と。特別に農業用施設であるため、農振農用地から除外する必要はないということを付け加えておきます。

以上です。

会長 事務局ありがとうございました。

続きまして、転用申請に係る可否の判断について、13番委員の赤星委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の赤星です。それでは説明します。

今回の申請は、事業拡大に伴い、既存施設が手狭になったため、転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ですが、農業用施設であるため、例外的に除外手続は不要です。

農地の状況としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、広がりも10ヘクタール以下であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は「申請に係る農地に代えて周囲の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる場合には、原則として許可をすることができない」とされておりますが、周囲の状

況から見てほかに適地はないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、融資証明書及び補助金交付決定通知書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思います。

④については、整地程度の軽微な造成であるため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま。

⑤については、問題ないと思われま。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

先月の11月25日に岡本会長、本田真由美委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字上揚字宮上にある農地1筆で、第二種農地に該当すると思われまが、周囲の状況から見てほかに適地はないため、転用は例外的に可能だと思います。

会 長 ただいま2番委員の奥村委員から現地調査の報告、また、13番委員の赤星委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイに該当するものの、農業用施設であり、他に適地はないため、例外的に転用は可能と判断するとの説明があったところだ。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

田端委員、どうぞ。

○12番 この土地って入り口はどこにあるんですか。道路に面してないですね。

会 長 事務局。

事務局 事務局から御説明申し上げます。

今、田端委員がおっしゃった道路に面してないところということで、狭い道路でございまして、手前にまだ本人所有の別の土地、農地がありまして、進入路につきましては、こちら側、必要最小限の3メートル程度を通過して奥のほうに進入していくというようなお答えでした。

なぜ手前のほうじゃなかったのかと申しますと、過去に山腹崩壊等、土砂災害で手前のほうまで大量に土砂が流れ込んできた経緯があるんで、そういった被害を受けないために、あえて奥のほうに建てたいという申請人からのお話でございました。

進入路、場所の説明については以上です。

○12番 この地図のこの上側が自分の畑ですか。

事務局 地図でいうと、上側と右側。この2筆ですね、が自分所有のところだ、過去に2回か3回か、この山が崩れているんです。こんな感じで土砂が何回も入ってきているんで、手前だと倉庫丸ごとやられる可能性があるんで、あえて奥のほうを相談さ

せていただいて、今回了承を得られたのでこちらのほうに建てたいと。

先ほどお話出ておりました既存施設につきましては、こちらで今やっつけようというんですが、以前、右側圃場整備、上揚地区の御覧になったかと思うんですが、そちらのほうでも集約化、規模拡大を考えていらっしやって、こちらのほう、若干農機具は見えますが、置き切れない。道具と作業用の車両等がもうここでは手狭なんで、今回の上の申請地、こちらにも増設したいということでの今回の申請になっております。

それと、すいません。お手元のラミネート「転用申請に係る可否の判断」の裏側に今回、例外規定リストというのを新しくちょっと取りまとめた表にしたやつをつけております。

それで、左側第1種農地の③これが例外規定に係る農業用施設、農地畜産加工施設及びと書いてありますが、この③に該当するので、転用の例外規定に合致しますということで御理解いただければと思います。

以上です。

会 長 田端委員、よろしいですか。

○12番 この下に大きい道がある。

事務局 これが奥のほうの道で、ここが下り坂で、広い。ちょうどカーブミラーがこちらに見えるかと思えます。カーブミラーの高さから見てもらうと、ずっと下から坂が上ってっておりますので、手前からの進入は、まず、つぶれ地が大きくなるので、後ろから側からわざわざ取ったと。

○12番 結構ですけど、地目は変更しないということは畑なんですよ。これ、基礎は。

事務局 農振農用地からの除外は不要と。地目につきましては、やはり建物が建つことで宅地扱いになると思います。その目的が、建物が建って、建物を主に使うということであれば、もう宅地です。不動産登記法がそういうふうに書いてございます。ただの資材置場、野ざらしとか、そういう扱い方でちょっとした管理小屋程度であれば、主な目的が野外での資材置場ということであれば雑種地になってくると思います。

会 長 そのほか何か御意見ありましたら。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは番号1番については当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をしてまいります。

ただいま30番と31番が議案終了いたしました。

1時間ほど経過いたしましたので、大体、人間の集中力というのは1時間ぐらいで切れるということで、若干10分ほど休憩を取って、次の議題に入っていきたいと思います。

2時半から40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

会 長 それでは、再開いたします。

議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項についてを議題といたしますが、これについては、冒頭申しましたように、農地中間管理機構と地権者の方が今までに10年なり5年なりの契約をされておった部分の更新時期が来た関係で、更新の10年になります。

したがって、事前に地権者と中間管理機構の間においては合意がされております案件ですので、これを全部説明していたら時間が足りませんので、そういう意味ではある程度簡略化していきたいと思っておりますので、あらかじめそういうことで事務局と相談をしておりますので、そういうことで皆さんに提案をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、先ほど申しましたように、議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、10ページをお願いします。

議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見聴取について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いします。

甲農第1412号、令和7年11月21日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和8年3月1日貸付開始分となっております。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積計画については、田が310筆の29万433.19平米、畑が17の5,420平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

会 長 それでは、12ページをお願いします。

議案第32号、農地管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取についてを審議いたします。

審議に入る前に、事務局より事前に説明をいたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 前回の定例会にも説明をしておりますが、議案書にあります契約区分及び移動の理由の欄の2点につきまして、再度御説明申し上げます。

まず、1点目です。契約分を「新規」と表記しております理由につきまして説明します。

これまで農業経営基盤強化促進法による相対契約や農地利用集積計画により貸借契約を結んでいた方、農地法第3条による使用貸借契約をされていた方で、今回契約期間満了を迎え、再度、中間管理機構を介し貸借契約を申請される方につきましても全て「新規」と記載しています。貸し借り自体が全く初めての方のみを「新規」と記載しているわけではございません。

次に2点目、移動の理由について説明いたします。これまでも農地中間管理機構を通し契約をされていた方で、今後も同様の方法で貸借契約を申請される案件につきましては、「契約期間満了に伴う再契約」と記載しておりますので御理解のほどお願いいたします。

事前説明の2点につきましては以上です。

会 長 それでは、番号1番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

27ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに甲佐高校がございまして、県道稲生野甲佐線がこのようになっております。甲佐中学校方面に進みますと、こちらが町営住宅立岩団地がございまして、今回の申請地はこちらの団地から南へ約95メートルのところの1筆でございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付をされています。今回の申請地には米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1番については、原案のとおり決定をしてまいります。

続きまして、2番から9番までは各項目ごとに説明をしてまいります。それ以降については、後でまた御説明をいたします。

それでは、番号1番については原案のとおり決定をしてまいります。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地はこちら赤色の部分です。

こちらに甲佐中学校がございまして、国道443号線が甲佐町から御船町方面にこのように走っております。

失礼いたしました。国道443号線沿いに左手に香山飯店、高田精肉店さんがございまして、今回の申請地は香山飯店さんから南東へ約160メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は、地域の担い手で、主に米、花の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から番号2番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番から6番までは相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに緑川が流れておりまして、東寒野公民館、永明寺さんがございます。3番から6番の申請地は、東寒野から約1キロメートル圏内にございまして、東寒野の字尾北に2筆、東寒野字石割田に2筆、東寒野字野仲に3番の申請地がございます。4番の申請地は東寒野字内田に2筆、5番の申請地が東寒野の字内田に2筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番から番号6番の相手方は、認定新規就農者で、主に米、ニラ、カボチャの作付をされています。今回の申請地にも、米、ニラ、カボチャの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から3番から6番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

推進委員 いいですか。この人、新規就農で約5反ぐらいですよ。ほかに何か田んぼをまた耕作されているんでしょうか。

会長 事務局。

事務局 すみません。事務局からです。ちょっと確認してまた御報告させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

会長 本田委員。今の回答でよろしいですか。

推進委員 いいですよ。いや、えらい少なくてね。新規就農だから、これで飯食えるんかいなというのが私の意見です。

会長 今、事務局から回答いただいたとおりです。

そのほか何か御意見。

外村委員。

○7番
会 長
事務局
すいません、何遍も。ここはもう斜め線してあるばってん、無償ですか、ここは。
事務局、どうぞ。
事務局から回答いたします。

無償での貸し借りかということなんですけども、申し上げますと、無償での貸し
借りです。皆さん御親戚で、お母さん方の御実家にいっしょの方になっております。
使用貸借権でというところで申請が上がっています。

会 長
そのほかに何かございませんか。
ほかにはないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番から6番については原案のとおり決定をいたしま
す。

続きまして、番号7番から9番につきまして審議したいと思います。

相手方は農地組合法人元白旗で、私はその法人の役員を務めています。委員会等
に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限がありますの
で、この規定に該当しますので、私は審議が終わるまで退席をいたします。

議事の進行につきましては、永野職務代理人をお願いをしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(岡本会長退出)

職務代理人
職務代理人の永野です。ただいま会長から説明がありましたが、規定の定め
により会長が議事の進行ができませんので、会長に代わりまして議事の進行を進め
させていただきます。

それでは、番号7番から番号9番について、相手方が同一なので一緒に審議した
と思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局
御説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用
の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

30ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに県道嘉島甲佐線が熊本市方面にこのように走っておりまして、こちらに
ネットヨタ熊本株式会社さん、そして、こちらにJA上益城本所さんがございま
す。

今回の申請地はこちらネッツトヨタさんと J A 上益城本所さんの間に 4 筆このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号 7 番から 9 番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思います。

説明は以上です。

職務代理者

ただいま事務局より説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号 7 番から番号 9 番について、原案のとおり決定いたします。

岡本会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長

それでは、先ほどの御質問の件、分かったようです。

事務局

すみません。こちら、番号の 3 番から 6 番の譲受人の方は、以前は祖父母とかおじさんの土地で農業をされていました。ただ、今回、個人さん、本人さんが新たに契約をするという形で、今回、耕作地の譲渡となっております。

推進委員

別に今までやられた分があるということですね。

事務局

はい、あります。以上となります。

推進委員

それで新規就農を始められるということね。これを増やして。もう新規就農は済んでいると。

事務局

新規就農。

推進委員

申請は。

事務局

ちょっとそちらのほうは確認はしないと。

推進委員

新規就農だから。要するに新規就農はお金をもらうわけね、この人は。

事務局長

やっています。

推進委員

もう払っているわけね。

事務局長

はい。

推進委員

もう、だから新規就農は、これで新規就農になったというわけじゃないわけやね。

事務局長

前から、何ていうんですかね、されてはいたんです。先ほど説明があったように親戚のやつば借りてたんで、また新たにもう新規就農を受けたんで、この契約ばしってから。

推進委員 会長 　　またし直したということね。プラスアルファでね。はい、分かりました。
　　それでは、議事を進めてまいります。
　　冒頭申しましたように、中間管理機構の関係ですね。三百何筆あります。
　　したがいまして、これを色々説明していくと時間も足りりませんので、今9番までは説明いたしましたが、13ページ以降は一括提案ということで事務局より説明をしていただきまして、その地図もいちいちこういうふうに出すのも大変ですから、ここの資料に掲載されておりますので、それを先に資料だけを確認していただければと思います。
　　そういう形で事務局より提案をお願いしたいと思います。事務局より提案してただいて。
　　(草場推進委員退出)

事務局 　　それでは番号10番、11番の説明をします。
　　(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)
　　15番でいいですか。

会 長 　　その先を続けていいよ。

事務局 　　続きまして、番号15番について説明いたします。
　　(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 　　それでは、一応、ここで切ります。
　　今までのところで何か御質問ございませんか。

○1番 　　14ページの▲▲さんのは▲▲さんですね。これは相手方のところは●●●なかですか。この▲▲さんは。本人から本人でしょう、何か。これは法人でしょう。

事務局 　　事務局からお答えします。こちらが、県が主で行っている圃場整備事業を活用させるための今回申請となっております。集積率を上げないと事業に対しての個人の負担が増えるので、個人負担が増えないように担い手に貸しているという形態をつくるために、本人さんが本人さんに借りる、借り置くという申請になっています。

○1番 　　本人から本人ね。

事務局 　　はい。

○1番 　　何かおかしかな。

事務局 　　はい。公社に確認したところ、こういう貸し借りもできるということです。

推進委員 　　ということは、これ、糸田は法人がありますよね。法人に入っとらん人ちゅうことよね。次のページにもまた出てきてる。法人に入ったら何も問題ないんだから。次のページもそうですよね、これ、糸田。土地は次のページも全部糸田になっとるでしょう。

○1番 何かおかしかな。
事務局 無償での貸し借り。本人から本人への使用貸借。

○1番 それがおかしいということよ。
推進委員 基盤整備の料金設定変更のために。基盤整備予定ですよ、糸田は。
事務局 集積率を上げないと、事業に関しての負担の兼ね合いがあるというところで今回こういう形で。

事務局長 何か分からんようなあれですね。

○1番 そりゃあ、分かるばってんがたい。何で本人が本人に貸借権設定せなんとかって。相手先が法人ならよかですよ。法人。

○12番 一旦、農業公社に入れたら集積率が上がるということでしょう。そのぐらいでいくしかなかですよ。それ以上分からん。

会 長 これは来年か、基盤整備するんよな。その関係で集積率を上げんといかんということで、こういう方法をやりなさいということでしょう。

事務局長 通さんとちょっとあんばいが悪かって話になる。法人に入っとんなからんけんっていう話なんですけど。

会 長 そういう御理解をしていただければと思います。

事務局長 そういうやり方でしかちょっと集積率を上げるならという話になっとるです。

会 長 じゃあ、14ページまで、提案に対して賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。(賛成者挙手)

14ページの14番までは提案どおり承認していきたいと思います。
草場委員の入室をここで認めます。草場委員。
(草場推進委員入室)

それでは、15ページ以降はもう一括提案ということで。そういうことで提案して。

事務局 はい。

会 長 ということで。
事務局から提案いたします。

事務局 事務局から提案がございます。

15ページ以降につきましては、一括で審議をさせていただきたいと思いますが。25ページまでですね。一括で審議をさせていただいてもよろしいですか。

会 長 それでは、事務局から今、15ページ以降、26ページまで一括提案をしていただきましたので、これに対して何か意見があれば伺いますけど、なければ一括採決を採っていきたいと思います。

それでは、15ページから26ページまでは。

○12番 25でしょう。

会 長 いや、26ページまでです。

○12番 26は貸し借りでしょ。
事務局長 すいません。26は売買ですね。
○7番 売買だけん、26は違うでしょう。
会 長 25ページまでを一括提案して、それに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。
では、26ページの農地利用集積計画のところを事務局から提案お願いします。
それでは26ページをお願いします。
続きまして、番号89番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。
事務局 それでは、26ページをお願いします。
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。
番号89番については38ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンにて御説明いたします。
申請地は赤色の部分です。
こちら、甲佐町から熊本市方面に国道443号線が走っておりまして、安津橋が左手にございます。今回の申請地は、安津橋から南東に1筆ございます。
以上で説明を終わります。
会 長 ただいま89番についての説明があったところです。
これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
質問もないようでございます。
採決を行います。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。
番号89番については、原案のとおり決定をしまいたします。
続きまして、番号90番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。
事務局 説明いたします。
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

番号90番については、39ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

県道嘉島甲佐線が甲佐町から熊本市方面に走っておりまして、こちらに熊本ダイハツ販売株式会社さんがございます。

今回の申請地はそこから南へ約155メートルのところに1筆ございます。

その隣が番号91番の申請地、緑のところは91番の申請地になっておりまして、次の申請地と隣り合わせになっております。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から番号90番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○1番 今、ずっと写真見たけれども、耕作してありますね。

事務局 はい。

○1番 これ、所有権を受ける方は、農業法人になっていきますけど、その先がおらずとでしよう。

事務局 はい、いますね。

○1番 これはこれで上げないんですか、名前は。

会 長 事務局。

事務局 一旦、所有者の方から農業公社が農地を買われまして、その買われた農地を今度は売買をもう一回やって譲り渡しをされるので、2回にわたって会議をしますので、今回は最初の。

○12番 多分、3か月後ぐらい。左が公社、右が受けです。また同じ分が来ます。

○1番 面倒くさかな。

○12番 今は公社の持ち物。

○1番 公社の持ち物でも耕作してあるけん。実際。農業公社がしてあるかって思う感じでしょう。実際は違うばってんがたい。

○12番 通さないかんっていうルールになったけん、しゃあないですよ。進みましょう。時間がないって。

会 長 そういうことで御了解願いたいと思います。

それでは、採決を行います。

決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号90番については、原案のとおり決定をまいります。

続きまして、番号91番を審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。
番号91番については40ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
先ほど番号90番の申請地のときに説明をいたしましたが、今回、番号91番の申請地は90番の申請地の隣でございます。

会長 説明は以上です。
ただいま事務局から91番についての説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
質問がないようでございます。
それでは、採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号91番については、こちらのとおり決定をしまいります。

事務局 それでは続きまして、議案第33号、非農地証明願審議についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは41ページをお願いします。
議案第33号、非農地証明について。農地法第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり非農地証明願があったので、非農地に該当するか否かについて意見の決定を求めるものです。
令和7年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。
以上になります。

会長 ありがとうございます。
それでは、審議に入ります前に、この非農地証明について事務局から説明を受けますので、説明を受けた後審議をしたいと思います。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、まず、非農地証明の経緯について説明したいと思います。
本日お配りしておる1枚というか、両面のやつなんですけど、こちらを御覧ください。
「非農地証明願に伴う資料」ということで、なぜ証明を行うかということ、農地法第2条第1項で、「農地とは、耕作の目的に供される土地を言う」と規定され

ております。

また、同法の第2条の2では、「農地について権利を有する者の責務として当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と定められています。しかしながら、近年におきましては、農業者数の減少や従事者の高齢化等によりまして、年々耕作されなくなった農地、遊休農地が増加傾向にあります。

これに伴い、「農地法の運用について」では、「農業委員会は、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農地に該当するかどうかの判断を行うこと」とされております。

このため、必要に応じて非農地証明を行うものです。

次の2番、非農地証明の基準。どうした場合に非農地として証明できるかということで、非農地証明の基準については以下のとおりです。

(1) 昭和27年10月20日（農地法の施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地。

(2) 所有者または耕作者の責に帰さない災害その他特別の事由により非農地となったもので、農地としての復旧が著しく困難と認められる土地。

(3) 荒廃農地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地のうち、いずれかの要件を満たしているものとされております。

その要件とは、下のア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。

イ、アの以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。

ただし、以下の(1)から(3)の要件に該当する場合は除くとなっております。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興整備計画における農用地区域内の土地、いわゆる農振を被っていること。

(2) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に関する公共投資の対象となった農地。

(3) 集団性のある優良農地。

非農地証明の対象となる農地の基準は以上のとおりとなっております。

会 長 今、非農地証明の対象について、事務局から詳しくあったところです。ありがとうございました。

非農地証明の基準についての説明がありました。何か御質問はありませんでしょうか。どうぞ。

○12番 今、説明の中で言いますと、この間、調査しましたよね、遊休農地。今ほとんど

がもう荒れてて、林になってますって説明を受けるんですよね。そういうのもこう
いうことができるんですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 今申し上げたとおりに、いわゆるメインは中山間地域、山間部の周囲を山に囲ま
れとって、もうすぐ隣がもう山でそのまま山が広がってきている。あるいは、過去
に山を無理くり畑地、田んぼに開いたようなところが想定されている。平坦部の圃
場整備の対象になっているようなところは、これはもう先ほど書いてありましたと
おり農振農用区域、あるいは補助、公共投資の対象となった、国、県等々の補助を
受けて整備された農地につきましては、これは対象外。

それと集団性のある、周りがずっと耕作されとって1か所だけぽつんと荒れとる
から、これ、非農地証明してくれと言われても、ちょっとそこは対象外になるのか
など。

今まで過去やってきてあるのは、上早川の奥のほうだったりとか、中横田の奥の
ほうだったりとか、あと船津の山の中にあるようなところが非農地証明、非農地通
知の対象になっていると、やってきてあるというのが今までの実績でございます。

以上です。

○12番 この間調べた遊休農地は農振地域内ということでしょうか、全部が。外もありま
すよね。外だったら対象外に話してもいいんですよね。

事務局 外であればもう対象になる可能性はあります。だから、ほかに周囲も同じような
状況だったりとか。

○12番 そういう話しか言わっさんもでですね。写真までは撮りに行ってないんですけ
ど。

事務局 その報告をいただいたのを基に、私たちもまた確認はできるだけ行ってみたいと
思っておりますけれども。

○12番 じゃあ、ごめんなさい。そうしたときに、地目はもともと畑だったやつが山林か
何かになるんですか。これ通ったら。

事務局 一応、法務局に非農地証明が農業委員会会長名、ここで審議していただいて、証
明を出していいよという結果になれば、会長名で非農地証明を出します。

それで、それを受けて申請された地権者が法務局に地目変更登記の申請をされる
と。農業委員会での証明等がなければ法務局はそれを受け付けられないというよう
な。

○12番 ごめんごめん。質問が。畑から次の地目は何になるんですか。外した場合。

事務局 原野か、基本、もう山林がほとんどです。木が生い茂って。

○12番 分かった、分かった。山林になりました。固定資産税ってどんな感じなんですか。
畑と山林だったら、当然、山林のほうが安くなる。いいんですか。そしたら勧めら

れるんですよ、遊休農地で調査したところに。もう何年も。

会 長

事務局。

事務局長

一応、法務局で登記すれば、その通知が税務課に来ますので、税務課で書換えというふうになります。1月1日が。

○12番

いやいや、そこら辺、金額がどげんなるんですかって。

事務局長

金額は下がります。

○12番

下がるでいいんでしょう。だけん畑から山林にしたら固定資産税は下がるんですよ。

事務局

評価額が低いんで。

○12番

そしたらお客さんには説明できるということじゃないですか。こういうことがありますって。ただ、農振から除外されているかはどぎゃんかして調べないかんですよ。

事務局

まあ、そうですね。

○12番

遊休農地の調査をあてがってもらって調査しましたが、意向調査ね。これもう何年も何回も聞かれとるって、毎回言われるとですよ。ということは全然進んどらんということです。来年も同じような形で来ると思うんですよ。

事務局長

それは、以前も言うたばってん、毎年1回絶対せなんってなってるから。

○12番

せなんいかんじゃなくて、こういう形で山林に変えることもできるんでしょう。

事務局長

できるけど、その田端さん言いなつた平坦部だけ。

○12番

そこは分からんて。見とらんけん。農振から外れたところを遊休農地のたびに調査させてもらっているのか。農振の中でも草だらけになっているんで、それも調査してねえってなっているのか。どっちなの。それ、農振関係あるとね。

事務局

全体でその遊休農地ば調査してねとなっています。農振とか関係はあまりないです。関係ありません。

○12番

じゃあ、ごめん。こないだ調査したやつで、この地区の持っている土地は農振内ですかというのは俺が聞いていいんですか。

事務局

その番地が分かればですね。

○12番

番地分かっているじゃないですか。

事務局

そしたらこちらのほうで調べてですね、答えることはできます。

○12番

そしたら、俺、お客さんに説明に行きますよ。こうやって山林に変更したら、固定資産税が下がって、そのまま林でいいんでしょう。遊休農地扱いじゃなくなるんですよ。調査も行かんでいいんですよ。

事務局長

林でもよかばってん、周りに迷惑かけるけん、管理はせないかん。

○12番

それをしきらんとですよ。

事務局長

だから、それは多分言わんかなと思います。周りから苦情を言われるんですよ。

らいは言わんでしょうねという話です。

○12番 それは進まんでしょう、全然。向こうは売りたいって、農地バンクに売りたいって書いても、毎年書いてますって、全然あそこは使えませんって電話ありますって、それで終わるんですよ。そのパターンなんですよね。

会 長 この非農地証明、遊休農地の関係は非常に難しい問題なんですよね。

○12番 難しいんですか。

会 長 難しいんです。うちだけじゃなくて、全国的なものですから。だから、毎年調査をして、去年したところをまたするという、そういう実態が。

事務局長 どこでも一緒です。どこの農業委員会も毎年出して怒られる。

○12番 だから、その固定資産税が下がるんやったら。

○7番 その固定資産税を安くしようと思うなら、非農地証明ばしてもらわないかんけん、だけん、その兼ね合いがですね。

○12番 非農地証明が通って山林になったら、土地改良区の賦課金も払わんでいいんでしよう。請求は来なくなるんでしよう。

推進委員3 非農地証明をしても、登記上、畑を山林かなんかに変えないかんですたい。雑種地から。それは個人の責任で変えないかんですよ。

○12番 それは法務局に行ってくださいと。

推進委員3 その費用あたりは本当は別にかかるわけたい。個人がそこを負担せにゃいかんけん、わざわざそぎゃんとせんないっちょけになる。

○12番 法務局に出した時に、10万かかりますとか言われると困る。

推進委員3 またその登記費用ば、その分、自分が払わにゃ。例えば10平米以下少ししかなかて、そぎゃん払う必要があるかっていうことで、もう今おっしゃったようにいっばいあるんです。

事務局長 今、井上委員が言ったように、そりゃあ、税金のほうの方が安いですもん。税金のほうは何十年払った方が安かです、登記代よりかは。という話に多分なる。

推進委員4 すいません。よかですか、一つだけ。非農地証明基準の1番目の項目ですね。昭和27年10月20日以前から引き続きということになっていますけれども、その辺、極端に言うとはら、いつからという基準がなっとるばってんが、実際なかなか、その点がどぎゃんかなと思って聞きます。

会 長 事務局。

事務局 おっしゃるとおり、戦後、農地法が施行された日からとかという、この土地がいつからもう農地じゃなくなっとるのかというのはもう恐らく過去からの登記は地籍調査が終わっておりますので、甲佐町全体が平成16年に完了をして、それで地籍の調査結果により、地目はこうなりましたってなっておりますけれども、それ以前からのこの土地が農地だった、いつからというのはちょっと分かりにくいのかなと。

推進委員 4 何年の何日ってしてあるけんが。結果その辺が。

事務局 当然、10月27日、20日が農地法が施行された日。

推進委員 4 ですから、日にちは分かるばってん、実際の土地が。それ以降、その前か後かという分がということになる。要は、アバウトでいっちゃよいか。

推進委員 3 今の件ですけど、じゃあ、災害なんかあって、これ以降に、もう非農地の状態で、農地の状態じゃなくなった場合はさらにしよるわけ。

事務局 滅失している場合、あと。

推進委員 3 いや、災害、水害なんかでずっとあつとじゃないですか。熊本地震の水害、その後も。その後に、今のように非農地、農地じゃなくなった場合、荒れ放題になるところは、じゃあ、非農地証明はもう出してもらえんちゅうことになるの。

事務局 いやいや、対象となります。

その下、(2)所有者、または耕作者の責に帰さない災害。その他の事由によって非農地となったもので、復旧が著しく困難と、これはもう対象です。

推進委員 3 分かりました。

会 長 皆さんが調査していただいた結果を受けて、再度、御本人のところに調査でこれどうしますかって、調査結果をまとめたんですね。例えば農地バンクに預けるとか、あるいはその他といろいろ項目あったじゃないですか。今回は出されとっど。

○12番 出しましたよ。

会 長 そういうことになりますので、本人に確認を。

○12番 農地バンクに預けたいってしとつても、電話があつて、あそこは受けられませんって電話があるけん、おじゃんになるって。

○7番 田が15でも、畑が30でも、そぎゃんとぼどぎゃんしようかっていう話なんですよ。

○12番 農業公社自体も出し手と受け手が決まっとつたやつは中に立ちますっていう立場なんですよ。受ける人がいなかったら受けんのですよ。

会 長 それはそうでしょう。作る人がこれを見てから、こぎゃんとは、もうと思つたらおしまいですから。

まあ、いろいろ意見はあろうかと思いますが、現行法にのつとつて、事務は進めてまいりますので。

それでは、今回申請されている非農地について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元43ページをお出してください。

番号1番で、証明願の土地の所在地、地目、面積、所有者は議案書のとおりとなっております。

位置の説明を申し上げたいと思います。

右側、正面右側が星の川、緑川団地、そして、中ほどに緑川、その上に麻生原堰がございます。そして、また、あとは緑川。もうちょい下のほうになりますと、運

動公園、グラウンドゴルフ場で、こちらが船津の坊分という小部落がございます。その赤く示したところが一つ目の船津中尾の196。

現況の写真を見ていただきますが、現在も道がございません。今、農地管理部会の委員さんたちに、途中でとまっていたいて、ちょっと奥明るくなっているところなんです、ここが申請農地で今、私立っております。こちらです。もう周囲は山で、谷合いのところに、過去に水田をつくられていて、現在はこういう状況です。今回申請地はこういう状況のところでございます。

○12番 外村さん、こぎゃんなところがいっぱいあるとですか。

○7番 あります。

事務局 もう一つ目、馬門につきましては、こちらが運動公園で、星の川団地、県道の今吉野甲佐線が乙女小学校で、船津の迫集落。もうこの下は、美里町。美里町との町境付近にここの二つ目の1792番地がございまして、現況がこちらです。大きな木と竹が生い茂って、こういう感じのところ为先ほど見ていただいたところと、もう1か所、これが、もう農地じゃないんで、非農地証明を出してくださいというふうに申請が上がったところでございます。

農地と場所についての説明は以上でございます。

会 長 場所の説明があったところですが、続きまして、非農地の判断に係る可否の判定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 今回の申請は、所有者から農地として復元することが困難であるため、非農地証明書の交付を申請されたものでございます。

今回の申請の土地の状況を非農地証明基準に照らし合わせると、非農地証明基準の(3)のア、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合」に該当すると思われま。

以上です。

会 長 説明ありがとうございます。

それでは、現地の状況について、農地管理部会長の坂本委員から説明をお願いします。

坂本部部长 農地管理部会長の坂本です。それでは、説明します。

先月の11月27日に会長、農地管理部会の上田委員、それから赤星委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字船津字中尾と馬門にある農地です。各1筆で、農地の状況としましては、周囲を山林に囲まれた場所に位置するため、管理が行き届かず、周囲の状況から見ても、農地に復元することが著しく困難であると思われま。

以上、報告を終わります。

会 長 ただいま農地管理部会長の坂本委員から現地の状況の報告、また、非農地の判断

に係る可否の判定について、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、非農地の判断に係る可否の判定を行いたいと思います。

それでは、採決を行います。

非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 全員賛成と認めます。

それでは、非農地として証明をしまいたします。

以上で、予定をされております議題は全て終了いたしましたので、事務局のほうへバトンをタッチいたします。

事務局 それでは、これで第9回定例農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

4 番

5 番